

東みよし町総合評価落札方式実施の方針

令和元年12月9日

告示第126号

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に従い、公共工事の品質確保の促進を図るため、東みよし町が発注する土木工事（以下「工事」という。）における入札参加資格者の技術力等と入札価格とを総合的に評価する総合評価落札方式の実施について、必要な事項を定める。

1 対象工事

総合評価落札方式に付する土木工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事のうち別表1に掲げる土木工事をいう。）は、原則として税込設計金額が2,000万円以上のものとする。

2 評価項目及び評価基準

総合評価落札方式において、発注者が示す使用に基づき、適切で確実な施工を求めるものとして建設業者の施工力等を評価する項目は、次のとおりとする。

○評価項目

- ①企業の施工能力【同種工事の施工実績、経営審査による評価、建設業BCP】
- ②配置予定技術者【保有資格、同種工事の施工経験、CPD】
- ③地域精通度【営業拠点の有無】
- ④地域貢献度【ボランティア、地域防災力】

3 総合評価及び落札者決定の方法

総合評価の方法は、次の方法（除算方式）により入札参加者の技術力と入札価格とを点数化して算出される「評価値」をもって行う。

なお、落札者決定の方法は、入札に必要な参加資格要件を満たし、かつ、得られた「評価値」が最も高い者を落札者とする。また、加算点が0点未満になった者が行った入札は、失格とする。

○評価値の算出方法（除算方式）

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格

※ 基礎点は、入札参加資格要件を満たす者に100点を与える。

※ 加算点は、各評価基準により得られた得点の合計を配点の合計で除し、加算点の満点を乗じ、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

※ 評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止めとする。

※ 入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切り上げ）止めとする。

4 加算点

加算点の配点については、別に定めるものとする。

5 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式による入札を実施しようとするときは、落札者決定基準について、あらかじめ、2名以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。また、当該意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、その際に改めて意見を聴かなければならない。

○意見聴取の方法

意見聴取は、個別工事ごとに入札を公告するまでに行う。ただし、評価基準等が同一の工事の場合には、代表工事の意見を聴くことにより、複数工事の意見を一括して聴くことができるものとする。

6 評価結果の履行確保

(1) 配置予定技術者の履行確保

配置予定技術者を工事途中で交代させたことにより、配置予定技術者に関する評価項目の得点合計が、入札時より低くなる場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績表定点から減点する。

○工事成績の減点方法

工事成績減点値 = $(A - B) / A \times 13$ 点

A : 入札時の配置予定技術者に対する得点の合計

B : 交代した技術者に対する得点の合計 (落札決定時での評価)

7 低入札工事に対する減点措置

(1) 減点措置の対象となる者

減点措置の対象となる者は、東みよし町低入札価格調査制度を適用する総合評価落札方式による工事において、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約 (以下、「低入札」という。) した者とする。ただし、特別な理由が認められる場合を除くものとし、特別な理由とは、新技術の導入となる大幅なコスト低減等の場合とする。

(2) 減点措置の対象となる入札

減点措置を行う場合には、入札公告等に明記する。

(3) 減点措置の対象となる期間

減点措置の対象となる期間は当該工事における契約工事又は標準工事日数を基に設定し、期間の上限を1年間とする。

(4) 減点措置の方法

減点措置の方法は、入札公告に記載された開札日において、減点措置の対象となる者の加算点を算出するに際して、低入札1回ごとに得点を10点減点するものとし、減点は累積するものとする。

8 情報公開の方法

入札及び契約の過程の透明性並びに競争の公平性を確保するため、入札参加者の評価に関する基準、落札者の決定方法等については、入札公告時の総合評価に関する事項等において明らかにする。また、総合評価落札方式における落札結果、技術力評価の結果等については、落札者決定後速やかに東みよし町ホームページにおいて公表する。

9 その他

この実施方針に定めるもののほか、総合評価落札方式による入札に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

本実施方針は、令和2年1月1日から施行する。